

# 島根県報

令和7年1月17日(金)

号外第 5 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

	4 <b>L</b>
<b>—</b>	717
<b>—</b>	2K
<b>—</b>	

【告 示】

道路の区域の変更 (2件)

道路の供用開始(2件)

(道路維持課)

( " ) 4

## 告示

### 島根県告示第23号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

/ <del>/</del> /			道	路	0)	区	域	然也とフルム		
道路の 種 類	路線名	区	間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延長	管轄する地方 機関の名称	備	考	
県	: 道 美川周布線		浜田市吉地町イ541番1 布線 地先から同町イ3番1		前	メートル 9.00~ 42.50	メートル 80.20	浜田県土整備	拡幅及び減幅	
Ж	坦	天川内和豚	地先まで	<b>7 3 留 1</b>	後	8. 20~ 19. 70	80. 20	事務所	仮設道撤去	

### 島根県告示第24号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

>>- n	h ~				道	路	0)		区	域		** + + 1 . ~ 11 [.		
道路の 種 類		路	線	名	区	間	変更前 後の別		敷地幅	延	長	管轄する地方 機関の名称	備	考
— <u>\$</u>	国境	439 <del>-</del>	라		仁多郡奥出雲町 2692番16地先为		前		メー 11. 9 21.	メート 77.	80	雲南県土整備 事務所仁多土	※宝陆险丁事	
川又	一般国道		J		2092年10地元A 6 地先まで	・・り円番	後		12. 6 35.	~ 77.80 木		木事業所	<u> </u>	
							前	A	9. 83 15.	237.	90			
県	道米哥	米子	<b>兴子広瀬</b> 総	ぶ瀬線 先か	安来市鳥木町46番2地 先から同市折坂町34番 13地先まで		В	12. 0 19.	201.			左記のA及びBは、 係図面に表示する敷却の区分をいう。 迂回路撤去		
							後	A	9. 82 15.	237.	90			

### 島根県告示第25号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

道路の種 類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備考	
			メートル				
県 道	三隅美都線	浜田市三隅町河内1590番2地先から同 1594番7地先まで	214. 10	1月11日	浜田県土整備		
"	弥栄旭イン ター線	浜田市弥栄町門田843番20地先から同 844番16地先まで	293. 30	令和7年 1月17日	事務所		

### 島根県告示第26号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

道路の種 類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備  考
県 道	美川周布線	浜田市穂出町ロ188番1地先から同町ロ 232番3地先まで	メートル	令和7年 1月17日	浜田県土整備 事務所	